

答弁書第一四号

内閣参質一九七第一四号

平成三十年十一月二日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 伊達 忠 一 殿

参議院議員川田龍平君提出退院等の請求に係る司法救済に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

C

O

参議院議員川田龍平君提出退院等の請求に係る司法救済に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「国際社会に向けて精神医療審査会の説明をする際」の意味するところが必ずしも明らかではないが、例えば、平成二十四年に国際連合に提出した「Common core document forming part of the reports of States parties」においては、精神医療審査会について、「Psychiatric Medicine Council」と訳した上で、「障害者に関する機関として、精神医療審査会が、各都道府県・指定都市に設置されており、非同意入院の者など精神科病院に入院中の者の定期病状報告の審査や、退院請求、処遇改善請求等の審査を行っている」（仮訳）との説明を付している。

二から四までについて

御指摘の「司法救済について」の「政府の認識」の意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねについては、個別具体的な事案に応じて裁判所において判断される事柄であると考えているため、政府として、お答えすることは差し控えたい。

